

令和7年度 高畠町移住定住推進業務仕様書

1. 件名

令和7年度 高畠町移住定住推進業務

2. 目的

人口減少及び少子高齢化が進行するなか、当町への移住を検討し、又は移住を希望する者に対し、移住に関する相談対応、移住イベント等での情報発信その他移住希望者等が円滑に移住するためのサポートを実施するため、移住コーディネーターを設置することで、関係人口創出から移住までのステップが円滑に進め、当町への移住を推進すること目的とする。

3. メインターゲット

山形県外に居住し、地方への移住を考え始めた又は興味がある20～40代の若者、子育て世代をメインターゲットとするが、移住を検討している全ての層へ配慮すること。

4. 委託（契約）期間

契約締結の日から令和8年2月28日まで

5. 業務内容

- ・関係人口創出の推進業務
- ・二地域居住の推進業務
- ・移住定住推進センター（山形市）、ふるさと回帰支援センター（東京）との連携体制強化や、移住相談者の現地受入等による移住定住推進業務
- ・その他、下図に掲げるような事業

ステップ1 情報収集	ステップ2 移住体験	ステップ3 しごと	ステップ4 住まい	ステップ5 移住後
移住先の情報を集める ★移住希望者等に対する情報発信に要する経費の財政措置 移住相談窓口の設置に要する経費 各地方自治体のホームページ、東京事務所等における情報発信に要する経費 コワーキングスペースの紹介などテレワーク環境の発信に要する経費 移住関連パンフレット等の制作に要する経費 移住相談会、移住セミナー等の開催に要する経費 移住関連イベント等への相談ブースの出展に要する経費 その他 職員旅費、各種コーディネートを実施するNPO法人等に対する委託費 等	移住先を体感してみる ★移住体験（二地域居住体験）の実施に要する経費の財政措置 移住体験ツアーの実施に係るバス借上げ料等の経費 例) 移住体験ツアーの開催費 等 オンラインの活用 例) オンライン移住お試し体験ツアー費、移住体験用コンテンツの制作費 等 移住体験住宅の整備に要する経費 UIターン産業体験（農林水産業、伝統工芸等）の実施に要する経費 その他 移住意識動向の調査に要する経費 等	移住先での仕事を探す ★移住希望者等に対する就職や副業・兼業支援の実施に係る財政措置 移住希望者に対する職業紹介の実施に要する経費 例) 無料職業紹介事業費、無料職業相談所チラシ印刷製本費用 等 就職や副業・兼業支援の実施に要する経費 例) 農業実務研修費、就業・創業活動交通費 等 新規就業者（移住者本人、受入れ企業）に対する助成 例) 新規就農者果樹（園芸）ハウス新設費、漁業の新規移住就業者に対する支援 等 特定地域づくり事業協同組合の活用 年間を通じた仕事の創出	移住先での住まいを探す ★居住支援に係る財政措置 空き家バンクの運営に要する経費 例) 空き家バンクホームページ保守費、空き家バンク用不動産フェア広告掲載費 等 住宅改修への助成 例) 空き家リフォーム費、親子世代同居住宅リフォーム費、中古住宅リフォーム費 等 その他 定住を目的とした一定期間の支援 等	移住先で暮らす ★定住・定着に向けた支援に係る財政措置 移住者と地域住民との交流等に要する経費 ① 移住者の把握 例) 移住者が抱える課題や現状についての実態把握、関係機関等とのネットワーク化 等 ② 地域住民との交流 例) 移住者・地域住民交流会・懇談会の企画・運営等 ③ 地域・行政への参画 例) 若者タウンミーティングの開催費、政策懇談会 等 集落支援員との連携 集落の巡回、状況把握等 定住支援員に係る経費 例) 研修受講に要する経費、報償費、活動旅費 等
移住・交流情報ガーデンの活用 居住・就労・生活支援等に係る情報提供や相談についてワンストップで対応する窓口				

6. 委託料の支払方法

委託料の支払いは年2回とし、令和7年5月末日及び業務完了の翌月末日までに請求により支

払うものとする。

7. 提出書類

受託者は次に掲げる書類を町に提出するものとする。

- (1) 移住に係る事業実施状況報告書(毎月)、事業実績報告書(事業完了と同日)
- (2) その他、町が提出を求めた書類

8. 留意事項

- (1) 事業実施における重要事項は高畠町と協議のうえ、最終決定すること。
- (2) 受託者は、当町担当者と緊密な連携により十分な打ち合わせを行うとともに、打合せ内容の議事録を作成し、町へ進捗状況を報告するものとする。
- (3) 受託者は、本業務の全てを第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、あらかじめ当町の承認を受けた場合は、業務の一部を委託することができる。
- (4) 本業務の遂行に伴う費用は、原則として全て受託者の負担とする。
- (5) 受託者は、本業務の実施に当たって知り得た情報を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。これは本業務が終了した後も同様とする。

9. その他

本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、双方協議の上決定する。